

鳥取放牧場風力発電所譲渡希望者募集要項

令和7年2月14日
鳥 取 県 企 業 局

第1 概要

1 売却の趣旨

鳥取県企業局が運営する鳥取放牧場風力発電所は、平成17年5月に地球温暖化対策の推進を図ることを目的として鳥取市が一望できる空山山頂（鳥取市久末他）の鳥取放牧場内に最大出力 3,000kW（1,000kW×3基）の発電所を建設着工し、県営初の風力発電所として平成17年12月に運転を開始した。

その後、落雷や老朽化等のための修繕を実施し運転を行ってきたが、令和5年12月に発生した2号機の不具合については、修理を行わずに、安全を確保する対策を取りつつ1・3号機の撤去時期に合わせて撤去を行うようにしたところである。

一方、民間による風力発電事業は、大型化・効率化した風車の開発が進み、世界的にも国内各所でも活発に展開されており、公営企業が運営する風力発電所が民間企業に承継される事例も現れている。

このような状況を踏まえ、鳥取県内への陸上風力発電普及のための先導的整備という目的を達したため、風力発電の適地として開発した鳥取放牧場内においては、民間事業者の技術力や経済性を活用することで、再生可能エネルギーによる発電事業を長期にわたり継続できる可能性があることから、令和17年度以降までの風力発電事業の事業継続（出力変更有無を伴うリプレース含む）を基本条件とし、設備の譲渡先を次のとおり広く公募する。

2 鳥取放牧場風力発電所の概要

(1) 所在地

鳥取市久末字空山594番地
鳥取市越路字蓬谷775-1番地
鳥取市越路字蓬谷775-2番地
鳥取市越路字境谷776番地
鳥取市越路字下大平756-1番地

(2) 譲渡対象資産

- ア 風車発電機 3基（1号機、2号機、3号機）
1、2、3号機の概要
発電機：1,000kW、風車：水平軸プロペラ型3枚羽根、風車中心高：68m、風車直径：61.4m
風車最大高：98.7m
- イ 連系変圧器（22KV/6.6KV）1台、昇圧変圧器（600V/6.6KV）3台
- ウ 配電盤開閉装置 1式
- エ 自動制御装置 1式
- オ 諸機械装置 1式
- カ 送電設備 送電線3,640m、ハンドホール・マンホール5個、電柱・支線・支柱97本

(3) FIT認定期間及び売電単価

認定期間：平成25年4月1日～令和8年8月31日
売電単価：19.08円/KWh（税抜）

(4) 留意事項

ア 2号機については、令和5年12月2日の点検で主軸受の鉄粉濃度が管理値を大きく超過していることが判明し、令和6年1月17日に主軸受内部にファイバースコープを挿入し調査したところ、主軸受内部の部品に割れ等があり、このままでの運用再開は事故停止（破壊的な損傷）を招き、運用再開には主軸受交換しかないとのメーカー見解が出た。

故障要因としては、運転中の風車立地に起因する風況の乱れ（山の上に向かって吹き上げる風に起因して、羽根の上下に風速差が生じるなど）や落雷等の外的要因のいずれか若しくは複合要因とした初期損傷が偶発的に発生し、その後の風車運転で拡大・進展したと考えられる。

2号機は平成25年度（平成17年の運用開始から8年経過）に主軸受を交換しており、その後約10年が経過したところであった。なお1・3号機の主軸受交換は平成30年度（平成17年の運

用開始から13年経過)である。

イ 鳥取放牧場風力発電所については、鳥取県農林水産部畜産振興局畜産振興課所管の敷地に設置しており、公有財産賃貸借契約を締結している(賃貸借期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日、年間借受料 96,840 円(年額))。

ウ 鳥取放牧場風力発電所の電柱、支柱及び支線については、国道、市道のほか個人の敷地にも設置しており、賃貸借契約を締結している(賃貸借期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日、年間借受料 15,990 円(年額))。なお、国道、市道の占用料は免除されている。

エ 鳥取放牧場風力発電所の売電量・受電量を計量している計量器(計器用変成器を含む)の検定期間満了が令和8年9月末であるため、これらの更新を令和8年9月末までに中国電力ネットワーク株式会社が行うが、施工時は停電とする必要がある。これらの更新に伴う中国電力ネットワーク株式会社への工事費負担金は鳥取県企業局が負担しているが、既存売電用計量器及び既存計器用変成器の撤去は応募する法人等が手配し、費用負担すること。

オ 鳥取放牧場風力発電所の令和7年度の点検委託を1年契約で発注し、入札で受注者を決定する予定であるが、所有権の移転後は、応募する法人等の管理・費用負担となるため、点検委託契約を変更する。応募する法人等は条件があれば、点検委託を引き継ぐことも可能である。

(参考) 令和6年度の点検委託受注者：イオスエンジニアリング&サービス株式会社

カ FITの認定事業者の変更手続きが、設備譲渡後になる場合は、県が収受する売電料金は県経由で支払う。

キ 鳥取放牧場風力発電所については、南西に位置する霊石山を拠点に行われているスカイスportsと共存しながら運営することとしており、霊石山フライトエリア友の会と覚書等を締結し、パラグライダー等が風車方面に飛行するときは、事前に連絡してもらい風車を停止し、飛行が終われば再度連絡してもらい風車を運転再開することとしている。

第2 応募方法等

1 応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない法人等であること。

イ 譲渡に係る公募の公告の日から譲渡候補者選定の日までの期間に、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

ウ 譲渡に係る公募の公告の日から譲渡候補者選定の日までの期間に、本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札について、指名保留又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

エ 募集受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分(是正勧告等の行政指導を除く。)を受けた法人等でないこと。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

カ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等(暴力団員であることを知りながら、次の(ア)から(カ)までのいずれかの事実があるものをいう。)でないこと。

(ア) 暴力団員を経営幹部とすること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。

(エ) 暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に委託業務を再委託すること。

(オ) 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。

(カ) 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

ク 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

ケ 共同企業体で参加の場合は、すべての構成員がア〜クに該当すること。

2 設備譲渡の条件

以下の条件に適合する事業計画とすること。

(1) 対象区域 (別図のとおり)

鳥取市久末字空山594番地
鳥取市越路字蓬谷775-1番地
鳥取市越路字蓬谷775-2番地
鳥取市越路字境谷776番地
鳥取市越路字下大平756-1番地
鳥取市広岡字岡ノ段326番地1
鳥取市広岡字岡ノ段329番地
鳥取市広岡字岡ノ段218番地4
鳥取市広岡字岡ノ段218番地5
鳥取市海蔵寺字上平26番22
一般国道29号(鳥取市海蔵寺)
市道久末7号線(鳥取市広岡)
市道久末広岡線(鳥取市広岡)
市道広岡1号線(鳥取市広岡)
市道南栄広岡線(鳥取市広岡)
市道広岡海蔵寺線(鳥取市海蔵寺)
法定外公共物(赤線)(鳥取市広岡)

(2) 譲渡時期

各設備の譲渡時期は、令和7年9月1日までとする。

(3) 鳥取県内への全量供給

譲渡後10年間は、発電した売却電力量を、電気事業法に基づき登録された本社が鳥取県内に所在する小売電気事業者を通じて鳥取県内へ全量供給できる見込みがあること。(入札者が、本社が鳥取県内に所在する小売電気事業者を含む需要バランシンググループを設定する場合、当該グループを通じて県内需要家へ供給するものも認める。)

(4) 譲渡後の事業期間

譲渡後の事業期間は、10年以上とする(現設備の継続利用を義務付けたものではない。現設備の継続利用に当たっては、応募する法人等で安全性の確認を行いながら継続利用すること。)。ただし20年を超える場合は現設備を解体撤去するとともに土地所有者に対し新規設備(全部又は一部のリプレースを含む。以下「新規設備」という。)の更新手続きを行うこと。なお、新規設備を設置する際、現設備の一部を利用する場合は、土地所有者に再使用の可否を確認すること。

(5) 譲渡価格

譲渡価格は、応募者の提示した価格とする。

(6) 事業用地の提供方法

- ア 事業用地については、土地所有者と協議のうえ、維持管理に必要な用地を含めて借地を受けるものとし、風力発電事業以外の用途に使用することはできない。
- イ 鳥取県農林水産部畜産振興局畜産振興課所有の事業用地の賃借料については、鳥取県公有財産事務取扱規則に基づき算定された年間96,840円を支払うことが必要であり、道路部分の使用については、無償で使用することができる。ただし、工事等で普通自動車以外が利用する場合は、鳥取県農林水産部畜産振興局畜産振興課と協議が必要である。また個人所有の電柱等のための事業用地については、現施設譲渡後、電柱等を撤去し原状回復を行うこと。ただし継続利用を希望し、土地所有者と協議のうえ土地所有者の了解が得られれば現状のまま借受けることも可とする。なお、国道、市道に沿う送電線のための事業用地については、道路管理者と協議すること。
- ウ 現設備及び新規設備の解体撤去保証金
当該契約終了時に、応募する法人等において事業用地の原状回復(現設備及び新規設備の全撤去)を行うものとするが、現設備の解体撤去費用(有価物含む。)(以下「解体撤去費」という。)相当額を「解体撤去保証金」として、応募する法人等が提示し、鳥取県企業局に契約締結時に納付すること。なお、「解体撤去保証金」の額は、現設備を全て撤去(風車基礎・杭・送電線路含

む。)する場合に必要となる額とし、現設備を全て撤去(風車基礎・杭・送電線路含む。)したことを土地所有者が確認した後、無利子にて返還される。一方、現設備を使用せず撤去し、新規設備を設置する場合は、応募する法人等の費用で現設備の全てを解体撤去し、鳥取県企業局が、法人等と土地所有者との新たな賃貸借契約を締結したことを確認した後、解体撤去保証金を返還する。ただし、新規設備を設置する場合は、土地所有者との新たな賃貸借契約において、新規設備の撤去費用を一括或いは積み立ての方法により納付するよう取り決めることを条件とする。

(7) 現設備の解体撤去費用

鳥取県企業局は、現設備の解体撤去費用として応募する法人等の提示した価格のうち、公募時における鳥取県企業局設計額からFIT期間最後の1年間の収入を減じた1億23百万円(消費税及び地方消費税含む)(以下「県負担額」という。)を上限に、解体撤去保証金の納付を鳥取県企業局が確認した後に4割以内及び現設備の全てを解体撤去したことを土地所有者が確認した後残りを支払う。ただし、応募者の提示価格による解体撤去費用が、契約締結以後日本国内の賃金水準又は物価水準の変動により不相当となったとしても鳥取県企業局に対し、当該解体撤去費用の変更を請求することができない。

(8) 事業実施に係る手続き

- ア 現設備の運転を継続する場合は、譲渡契約締結後、経済産業大臣から、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第10条第1項の規定による変更認定(事業譲渡)を受けること。
- イ 現設備を使用せず撤去し、新規設備を設置する場合は、譲渡契約締結後、必要に応じて、経済産業大臣から、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けること。なお、現設備を使用しない場合であっても、譲渡を受けてから撤去までの間は、安全対策(風向に対して安全な羽根の向きを保つこと等)を取る。
- ウ 現設備の新規設置時に以下のとおり承認等を得ている。事業実施に当たって必要な手続きを行うこと。

- ① 航空法に基づく航空障害灯の設置について(届出)(大阪航空局長)
- ② 農用地区域からの除外について(申出)(鳥取市長)
- ③ 土地利用について(鳥取県知事、個人、中国電力)
- ④ 鳥取放牧場内発電施設の管理に関する協定書(公益財団法人鳥取県畜産振興協会理事長)
- ⑤ 電気事業法に基づく工事計画届出(中国経済産業局長)
- ⑥ 電気事業法に基づく主任技術者選任届出(中国四国産業保安監督部長)
- ⑦ 建築基準法に基づく計画通知(建築主事)
- ⑧ 建築基準法に基づく工事完了通知(建築主事)
- ⑨ 消防法に基づく設置届出(鳥取県東部広域行政管理組合鳥取消防署長)
- ⑩ 電気事業法に基づく使用前安全管理審査申請(中国四国産業保安監督部長)
- ⑪ 霊石山フライトエリア友の会と鳥取県企業局鳥取放牧場発電用風車が共存するための合意書(霊石山フライトエリア友の会会長、河原町長)
- ⑫ 霊石山フライトエリアと鳥取放牧場発電用風車が共存するために実施する方策に関する覚書(霊石山フライトエリア友の会会長、鳥取市河原町総合支所長)
- ⑬ 国道に係る道路占用許可(中国地方整備局長)
- ⑭ 市道に係る道路占用許可(鳥取市長)
- ⑮ 砂防設備等の占用許可(鳥取県土整備事務所長)

エ 事業の実施に当たって、関連する法令等を遵守すること。

(9) 風力発電施設の規模及び設置位置(全部又は一部リプレースを行う場合)

- ア 風力発電施設の計画出力は、総出力600kW以上とする。
- イ 規模(計画出力及び基数)及び設置位置について、周辺地域における環境影響等を配慮した上で、事業計画書を提出するものとする。なお、出力1,500kW以上の風力発電所を設置する場合は、鳥取県環境影響評価条例の対象となる。

(10) 風力発電事業終了後の措置

原則として、応募する法人等は運転終了後1年間で風力発電設備等の撤去を行い、土地を原状回復した上で土地所有者へ返還すること。

(11) その他

- ア 現設備の2号機について、令和5年12月2日の点検で主軸受の鉄粉濃度が管理値を大きく超過していることが判明し、令和6年1月17日に主軸受内部にファイバースコープを挿入し調査したところ、主軸受内部の部品に割れ等があったことから、復旧には主軸受部の交換等が必要となる。
- イ 対象区域において、設備の新設又は取替等を行う場合は、航空法に基づく制限表面上に出る障害物件の設置について大阪航空局との協議が必要となる。
- ウ 現行設備の運転を継続する場合は、風力発電設備の定期安全管理審査制度に伴う定期安全管理審査を令和9年度中に受審する必要がある。
- エ 契約期間を通じて第2の2（3）の達成状況を確認するために、毎年事業年度終了後2か月以内に鳥取県企業局に前年度の実績を報告すること。
- オ 譲渡後の現設備の修理費用あるいは新規設備のリプレイス費用については、譲り受けた法人等が負担するものとし、鳥取県は負担しない。

3 譲渡価格及び現設備の解体撤去費

- （1）譲渡価格は、5,115千円以上（消費税及び地方消費税含む）を記載すること。5,115千円未満（消費税及び地方消費税含む）は失格とする。
- （2）現設備の解体撤去費（消費税及び地方消費税含む）を記載すること。ただし解体撤去費（消費税及び地方消費税含む）には、鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領に基づく最低制限価格が設定してある。

4 応募の方法

（1）応募書類

- ① 鳥取放牧場風力発電所の譲渡を希望する者は、次の申込書及びその他書類（以下「応募書類」という。）を県に提出するものとする。なお応募書類の提出は1法人（1の共同企業体）につき1つとし、複数応募を認めない。また、真に必要な場合を除き、応募書類には個人の情報やこれらを類推できる事項を記載しないこと。

各書類の説明は、別紙応募書類一覧を参照すること。記入内容は、具体的に記載することとし、未記入及び未定は不可とする。

- ア 鳥取放牧場風力発電所譲渡申込書（様式1）
- イ 鳥取放牧場風力発電所の管理運営等に関する事業計画書（様式2）
- ウ 鳥取放牧場風力発電所の管理運営等に関する収支計画書（様式3）
- エ 法人等の概要について（様式4）
- オ 当該法人等の定款及び登記事項証明書
- カ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類（新設会社においては、会社設立時の当該法人等に係る貸借対照表）
- キ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類（新設会社においては、会社設立時の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類）
- ク 法人等の役員名簿（様式5）
- ケ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類
- コ 価格調書（様式6）（記載例のとおり封筒を作成し、きちんと封印すること。）
- サ 欠格事項に該当しないことの申立書（様式7）

- ②共同企業体で応募の場合は、以下の書類を添付すること。

- ア 共同企業体届出書
- イ 共同企業体協定書
- ウ 委任状
- エ 使用印鑑届

（2）応募書類の受付期間及び時間

令和7年2月14日（金）から同年3月21日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時

30 分から午後 5 時 15 分まで

(3) 応募書類の提出方法及び場所

応募書類は、第 4 の 1 の場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」という。）による同条第 2 項による信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵送又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、令和 7 年 3 月 21 日（金）の午後 5 時 15 分までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 応募書類の提出部数

正本 1 部

(5) 応募にあたっての留意事項

ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属する。ただし、県は、必要に応じて事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができるものとする。

イ 応募書類のほか、必要に応じ追加書類の提出を求めることがある。

ウ 応募書類及び追加書類の作成及び提出に要する経費は、すべて応募する法人等の負担とする。

エ 応募書類及び追加書類は、返却しない。

オ 応募書類、追加書類その他提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）の規定に基づき開示することがある。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示とする。

カ 応募のあった法人等の名称等は、選定結果と併せて公表する。

キ 受付期間終了後、応募書類、追加書類その他提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めない。

ク 応募のあった法人等が第 2 の 1 のキの暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等でないことを確認するため、鳥取県警察本部に照会するものとする。

5 入札に係る手続き

(1) 本件入札に参加を希望する法人等は、入札参加資格の確認を受けること。

(2) 入札参加資格確認を受けた法人等は、入札保証金について、別途納付書を送付するので、入札金額の 10 パーセント以上の金額を、納付書記載の金融機関（コンビニやペイジーによる納付はできません。）において、指定する日までに納付すること。

また、入札保証金の納付を確認するため、金融機関が収納した旨を記載した領収証書の写しを、電子メールで第 4 の 1 のメールアドレスに送付すること。

(3) 落札者は、印鑑証明書（共同企業体の場合は、共有者全員のもの）を速やかに提出すること。

(4) 共同企業体の場合は、落札後、持分割合を明記した共有合意書を提出すること。

(5) 落札できなかった場合にあっては、入札者は、納付した入札保証金の返還を受けるため、入札保証金の口座振替を依頼するものとする。

6 施設関連図書の閲覧

施設関連図書の閲覧については、次のとおりとする。

(1) 閲覧時間 令和 7 年 2 月 14 日（金）から同年 3 月 21 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 閲覧場所 鳥取県企業局工務課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271（県庁第 2 庁舎 2 階）

7 現地説明会の開催

現地説明会は、応募予定者単位に実施し、参加を希望する法人等は、申込むこととする。本公募に応募する法人等は、原則として現地説明会に参加するものとする。

情報の公平性を期するため、現地説明会での参加者の口頭による質問は受け付けない。（ただし、簡易な確認事項は除く。）質問事項がある場合は、8 の「質問書の受付・回答」によること。

(1) 現地説明会

ア 日 時 令和 7 年 2 月 27 日（木）～2 月 28 日（金）

- イ 場 所 天候により日程を変更する可能性がある。
ウ 申込方法 鳥取市久末字空山 594 番地他 鳥取放牧場
現地説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者名及び参加希望者（各法人等 3 名まで）を明記の上、電子メールにより、令和 7 年 2 月 21 日（金）午後 5 時 15 分までに、第 4 の 1 の場所へ申し込むこと。

8 質問書の受付・回答

- (1) 受付期間：令和 7 年 2 月 14 日（金）～ 3 月 7 日（金）午後 5 時 15 分まで
- (2) 提出方法：「質問書」（別紙様式）を電子メールにより、第 4 の 1 へ提出すること。（電話で送信したことを連絡すること。）
- (3) 回答方法：令和 7 年 3 月 14 日（金）までに、質問者及び現地説明会参加者に回答を鳥取県のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kigyokyoku/>）にて周知する。

9 譲渡候補者の決定

(1) 選定方法

応募する法人等が提示した現設備の解体撤去費（消費税及び地方消費税含む）が鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領に基づく最低制限価格以上、かつ譲渡価格額が最も高い者を譲渡候補者として決定する。なお、譲渡候補者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、別に定める方法によるくじで決定する。

(2) 選定結果の公表

選定結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、選定しようとする法人等の事業計画書と併せて鳥取県のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kigyokyoku/>）で公表する。

第 3 譲渡候補者決定後の留意点

1 契約の締結

- (1) 選定結果により譲渡候補者となった者と、当該設備の売買について仮契約を締結し、その後、県議会で鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和 41 年鳥取県条例第 37 号）の一部を改正する条例及び県が負担する解体撤去費用の歳出予算議決を得た後にその契約は有効となるものとする。したがって、この議決が得られなかった場合は、仮契約は無効となるものである。
- (2) 譲渡候補者は契約が有効となった時に契約保証金として譲渡価格の提示価格の 10 パーセント以上を一括して支払うものとし、契約保証金は第 2 の 2（5）の譲渡価格に充当するものとする。ただし、契約保証金には利息は付けない。なお、譲渡候補者が納付した入札保証金は、これを契約保証金の一部に振り替え、不足分を納付するものとする。また譲渡候補者の都合により契約が有効となった後に契約を解除した場合は、契約保証金は返還しない。
- (3) 契約に要する一切の費用は、譲渡候補者の負担とする。

2 所有権の移転及び引渡し

- (1) 譲渡物件の所有権は令和 7 年 9 月 1 日までの県企業局と譲渡候補者との間で協議し決定した日に移転するものとし、同日付けで譲渡物件が所在する場所において現況のまま引き渡す。

3 スケジュール

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 募集要項の公表 | 令和 7 年 2 月 14 日（金） |
| (2) 現地説明会申込期限 | 令和 7 年 2 月 21 日（金） |
| (3) 現地説明会の開催 | 令和 7 年 2 月 27 日（木）～ 28 日（金）を予定
天候により日程を変更する可能性がある。 |
| (4) 質問書の受付期限 | 令和 7 年 3 月 7 日（金） |
| (5) 質問書に対する回答期限 | 令和 7 年 3 月 14 日（金） |
| (6) 応募書類の受付期間 | 令和 7 年 2 月 14 日（金）～ 3 月 21 日（金） |
| (7) 応募書類の確認期間 | 令和 7 年 3 月 24 日（月）～ 3 月 28 日（金） |
| (8) 入札参加者資格の通知 | 令和 7 年 3 月 24 日（月）～ 3 月 28 日（金） |
| (9) 入札保証金の納付 | 令和 7 年 3 月 28 日（金）～ 令和 7 年 4 月 11 日（金） |

- (10) 価格調書の開札、譲渡候補者の決定 令和7年4月18日(金)
- (11) 譲渡仮契約の締結 令和7年5月中旬
- (12) 条例の改正等 令和7年6月下旬(議会の議決を経て行います。)
- (13) 設備の引渡し 令和7年9月1日(月)までの決定日

4 他の応募者との協議

譲渡候補者決定後、譲渡候補者がいずれかに該当することとなった場合、譲渡価格が高い応募者から順番に協議を行うものとする。

- (1) 第2の2「設備譲渡の条件」が達成できない場合
- (2) 契約の内容、その他必要な事項に関する協議が成立しなかった場合
- (3) 契約締結までに譲渡候補者が応募資格を失った場合
- (4) 譲渡候補者がやむを得ない事由により自ら辞退した場合

第4 その他

1 問合せ先

鳥取県企業局経営企画課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 (県庁第2庁舎2階)

電話 0857-26-7443

ファクシミリ 0857-26-8193

メールアドレス kigyoun@pref.tottori.lg.jp

2 様式のダウンロード

この募集要項は、本県のホームページからダウンロードすることができる。

ホームページアドレス：<https://www.pref.tottori.lg.jp/kigyoukyoku/>

3 関係資料

関係資料は、鳥取県企業局のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/317242.htm>)にてダウンロードすることができる。

- (1) 月毎の運転時間・売電電力量・CO2削減量・平均風速
- (2) 設備月報データ
 - 風車毎の毎日の最大風速・平均風速・平均風向・平均温度・運転時間・待機時間・停止時間・設備利用率
- (3) 平成14年4月～平成15年3月の1年間の風況データについて
 - ①鳥取放牧場 20m 風測月表
 - ②鳥取放牧場 30m 風測月表
 参考：鳥取放牧場風況観測位置図
- (4) 設備日報(風速・風向など)
- (5) 帳簿日報(電力量など)
- (6) 年間収入及び費用データ
- (7) 現売電契約状況
 - 売電期間：平成25年4月1日～令和8年8月31日
 - 売電単価：19.08円/KWh(税抜)
- (8) 有形固定資産の状況(令和5年度末時点)
- (9) 減価償却計算明細書(令和5年度末時点)
- (10) 保守点検項目一覧表
- (11) 平成17年度～令和6年度修理等履歴
- (12) 出力抑制回数
- (13) 建設時の輸送路
- (14) 建設時の環境アセスの状況
- (15) 風車の基礎図
- (16) 2号機の状況

鳥取放牧場風力発電所の風車2号機の不具合及び今後の対応について

- (17) スカイスポーツとの共存による風車の停止実績
- (18) 図面（位置図、発電所平面図、風力発電設備主要断面図、システム構成図、単線結線図、通信関係設備系統図、送電線路一般平面図）
- (19) 鳥取放牧場風力発電所譲渡仮契約書